

## これまでの経過について

### 1 基本方針

こども基本条例の制定、こども計画の策定を令和8年4月1日施行を目指して検討する。

### 2 検討体制

#### ● 3つの検討会議

#### 庁内会議 (こどものまち前橋推進本部)

- ・市長を本部長とし庁議メンバーで構成（25名）
- ・庁内におけるこども施策の検討、調整等を実施

#### 有識者会議 (こどものまち前橋有識者会議)

- ・既設の社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）委員、教委関係者、弁護士（17名）
- ・専門的な見地、子育て当事者としての知見で審議

#### こども・若者会議 (こどものまち前橋若者会議)

- ・大学生7名の委員で構成
- ・若者の当事者として審議
- ・こどもからの意見聴取方法について、ワークショップなどの運営員としての活動を通じて検討

#### ● ワーキンググループ

#### こども基本条例WG

- ・若手職員も含めた関係部課によるワーキンググループを設置して、それぞれの詳細部分を検討

#### こども計画WG

#### ● 教育委員会との連携

#### 総合教育会議

- ・市長、教育長、教育委員による協議・調整の場

| 番号 | こどものまち前橋有識者会議 |     |                         |
|----|---------------|-----|-------------------------|
| 1  | 田村            | 身和子 | (前橋市PTA連合会)             |
| 2  | 香山            | 美幸  | (前橋市立保育所保護者会連絡協議会)      |
| 3  | 内田            | 達也  | (前橋市私立幼稚園・認定こども園協会)     |
| 4  | 鳥島            | 雅彦  | (前橋市民生委員・児童委員連絡協議会)     |
| 5  | 塚本            | 茂二  | (前橋市青少年健全育成会連絡協議会)      |
| 6  | 木暮            | 裕作  | (連合群馬前橋地域協議会)           |
| 7  | 戸所            | 誠   | (前橋市医師会)                |
| 8  | 都丸            | 貴博  | (前橋青年会議所)               |
| 9  | 横澤            | 伸子  | (障害児相談支援事業所相談支援専門員)     |
| 10 | 田中            | 章宏  | (前橋市私立保育園・認定こども園長連絡協議会) |
| 11 | 森             | 静子  | (学校法人東京慈恵学園 非常勤講師)      |
| 12 | 石川            | 浩二  | (前橋市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会) |
| 13 | 中村            | 保和  | (群馬大学共同教育学部 准教授)        |
| 14 | 守山            | 俊尚  | (前橋市幼保連携型認定こども園協会)      |
| 15 | 山中            | 茂樹  | (前橋市立小中学校校長会)           |
| 16 | 佐藤            | 博之  | (前橋市社会教育委員会議)           |
| 17 | 栗田            | 洋亮  | (群馬弁護士会)                |

※ ( ) は推薦団体

| 番号 | こどものまち前橋若者会議 |     |              |
|----|--------------|-----|--------------|
| 1  | 齋藤           | 舞奈  | (共愛学園前橋国際大学) |
| 2  | 二上           | 愛音  | (共愛学園前橋国際大学) |
| 3  | 林            | 萌那  | (群馬大学医学部)    |
| 4  | 佐藤           | 漱太郎 | (群馬大学理工学部)   |
| 5  | 大畠           | 碧   | (群馬大学情報学部)   |
| 6  | 吉野           | 涼   | (群馬大学共同教育学部) |
| 7  | 村田           | 壺成  | (前橋工科大学)     |

### ●こども基本条例ワーキンググループ

**行政管理課** (条文に関すること)  
**共生社会推進課** (人権に関すること)  
**障害福祉課** (障害児に関すること)  
**産業政策課** (事業所に関すること)  
**教育委員会総務課** (教育委員会に関すること)  
**教育支援課** (いじめ、不登校、ヤングケアラーに関すること)  
**こども支援課** (事務局、児童虐待、ヤングケアラーに関すること)

### ●こども計画ワーキンググループ

**政策推進課** (総合計画に関すること)  
**共生社会推進課** (人権に関すること)  
**教育委員会総務課** (教育委員会に関すること)  
**こども支援課** (事務局、こども政策に関すること)

### 3 会議等の開催状況

#### こどものまち前橋推進本部

第1回会議 5月7日 庁内における検討推進体制の構築、検討内容等の共有  
啓発事業 7月4日 こどもまんなかアクションリレーションシンポジウムin前橋の開催

#### こども基本条例ワーキンググループ

第1回会議 6月12日 関係課による検討体制の構築、検討内容等の共有  
第2回会議 8月16日 条例骨子案の検討

#### こども計画ワーキンググループ

第1回会議 10月4日 関係課による検討体制の構築、検討内容及び  
アンケート調査内容等の共有

#### 総合教育会議

第1回会議 7月16日  
議題：こどもの「生きる力」  
を育むために～教育・  
福祉・医療との協働～  
検討内容等の共有

#### こどものまち前橋有識者会議

第1回会議 6月18日 専門家、子育て当事者による検討推進体制の構築、検討内容等の共有

#### こどものまち前橋若者会議

第1回会議 6月29日 若者（大学生）による検討推進体制の構築、検討内容等の共有  
第2回会議 7月30日 こども向けワークショップの内容検討  
第3回会議 8月25日 小中学生向けワークショップの開催  
第4回会議 9月16日 高校生向けワークショップの開催

#### タウンミーティング

11回開催 様々な世代、立場の方々から意見聴取

## 4 意見聴取、市民啓発の状況

### こどものまち前橋有識者会議

◆日時、会場：6月18日（火）15時～16時 総合福祉会館 第3会議室

◆出席者：委員14名

#### ◆会議での主な意見

- ・こどもを「こども」としてではなく一人の「ひと」として見るべきであり、そのことを大事にして条例などを作っていくべき。
- ・障害をもったこどもたちも同じこどもとして条例に盛り込んで作っていただけたらと思う。
- ・条例などを検討していく時は、大人の目線だけでなくこどもの目線でも考えていきたい。
- ・国では昨年度こども基本法が施行されたところであり、まだしっかり根付いているとは言えない状況。  
市が条例を制定することですべてのこどもに権利があるんだということが根付いていくと思う。
- ・こどもの権利条約のひとつである「参加する権利」にあるように、こどもの視点でしっかりと意見を聴くことで、改めて良い施策が整っていくと考える。

### タウンミーティングでの意見

#### ◆高校生タウンミーティング「前橋の未来について考えよう！」（8月開催）

Q) 前橋市が日本一子育てしやすいまちになるためには…？

- ・子育てに悩む親が相談したり話し合っって悩みを解決できるようなイベントを開催したらどうか。
- ・こども食堂のような、ひとり親や経済的に大変な家庭のこどものために地域と行政が繋がるような政策を考えると良いと思う。
- ・男性の育休取得率を日本一にする。

## こどもまんなかアクションリレーシンポジウムin前橋 の開催

### ◆目的、概要

“こどもの未来が輝く前橋“の実現に向けて、地域や関係者が一体となってこどもや子育てに優しいまちづくりを推進していくため社会全体の機運の醸成を図ることを目的にシンポジウムを開催した。

シンポジウムでは加藤鮎子こども政策担当大臣に基調講演を行っていただき、その後、小川市長をはじめ5人のパネリストによるこどもまんなか社会について、自身の思いや取組などを交えてパネルディスカッションを行った。

◆日時、会場：7月4日（木）15時～16時 群馬会館 2階ホール

◆参加者数：215名

### ◆パネルディスカッションでの意見

- ・こどもや若者が主体となった発言や活動の場が設けられることで市政への関わりが実感できる。その第一歩となる架け橋を渡すことが大人たちに求められている。

### ◆傍聴者の意見（アンケートから）

- ・「こどもまんなか」のゴールを大人が共通意識として持つことがまず大切。「こどもが安心して健康に生き活きと自立していける社会に目を向けられる大人になること」そこからの循環で社会は変わっていくと思う。
- ・声をあげられない人の方が生きづらさや問題を抱えていると思う。
- ・子育てのしやすい社会はどんな人も生きやすいだろうと思う。
- ・大学生の言葉に刺激を受けた。こども達や若者達の意見を聴ける機会に大人達が自分ごととして参加して学ぶことが重要だと感じた。



◆パネルディスカッションの様子

## こども向けワークショップの開催

### ◆目的、概要

こどもの権利に関する条例の制定に向けて、こどもへの周知と意見聴取の場としてワークショップを開催した。  
こども達自身がこどもの権利について学ぶとともに、こどもの権利に関する意見交換を行った。  
※こどものまち前橋若者会議委員による運営サポートにより実施した。

### ★こどもの権利って何だろう

#### 🔍 子どもの権利条約ってなに？

💡 1989年11月20日、「こどもの権利」について、国連で決められた国同士の「約束」です。



#### 🔍 こどもの権利ってなに？

💡 権利は英語で「Right (正しいこと)」。  
こどもの権利とは、「こどもなら誰でも、当たり前にも認められるべきもの」です。



#### 🔍 当たり前のことを国同士で約束する必要があるの？

💡 世界には、「当たり前」が「当たり前じゃない」こどもがたくさんいます。世界中どこにいても「当たり前」にすることを国同士が約束しました。

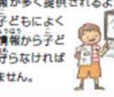
#### 🔍 日本ではこどもの権利が守られているのでは？

💡 大人はしっかり話を聞いてくれますか？周りでいじめはありませんか？日本でもまだまだ守られていない権利があります。

### こどもの権利は大きく4つに分けられます



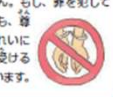
# よ 読んでみよう！ 「子どもの権利条約」 第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

|                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1条</b> 【子どもの定義】<br>18歳になっていない人の子どもとします。                                                                                                   | <b>第2条</b> 【差別の禁止】<br>すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がど<br>ういう人であるか、などによって差別されません。  | <b>第3条</b> 【子どもにもっともよいことを】<br>子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。                   | <b>第4条</b> 【国の義務】<br>国は、この条約に書かれた権利を得るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。                                                                     |
| <b>第5条</b> 【親の指導を尊重】<br>親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。                                                                           | <b>第6条</b> 【生きる権利・育つ権利】<br>すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。                                                                                                                      | <b>第7条</b> 【名前・国籍をもつ権利】<br>子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。  | <b>第8条</b> 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】<br>国は、子どもが、名前や国籍、家族の關係など、自分が自分であることを示すものをわきまにうばわれることのないように守らなくてはなりません。                                       |
| <b>第9条</b> 【親と引き離されない権利】<br>子どもは、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められ、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができず。                                  | <b>第10条</b> 【別々の国にいる親と会える権利】<br>国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出たり入ったりできるようにします。親ががう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。                                                      | <b>第11条</b> 【よその国に連れさらされない権利】<br>国は、子どもが国の外へ連れさらされたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。                             | <b>第12条</b> 【意見を表す権利】<br>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じょうぶに考慮されなければなりません。                                       |
| <b>第13条</b> 【表現の自由】<br>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。                                                                             | <b>第14条</b> 【思想・良心・宗教の自由】<br>子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。                                                                                                              | <b>第15条</b> 【結社・集会的自由】<br>子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくり、集会を行ったりする権利をもっています。                                     | <b>第16条</b> 【プライバシー・名誉の保護】<br>子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から罵られる権利がない権利をもっています。                                        |
| <b>第17条</b> 【適切な情報の入手】<br>子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにします。子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。  | <b>第18条</b> 【子どもの養育はまず親に責任】<br>子どもを育てる責任は、まずその親（保護者）にあります。国はその手助けをします。                                                                                                    | <b>第19条</b> 【あらゆる暴力からの保護】<br>どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。            | <b>第20条</b> 【家庭をうばわれた子どもの保護】<br>家庭をうばわれた子どもや、その家庭にどまることか子どもにとってよくないと判断され、家庭にいないことができなかった子どもは、かわりの保護者や家族をうまく見つけてもらうなど、国から守ってもらわなくてはなりません。  |

生きる権利      育つ権利      守られる権利      参加する権利

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。



|                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第21条</b> 【親子縁結】<br>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもが新しい親（保護者）のことなをしっかりと調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁結を認めることができます。                       | <b>第22条</b> 【難民の子ども】<br>自分の国の政府からはく奪をのり、難民となった子どもは、のがれた先の国で暮らし、援助を受けることができます。                         | <b>第23条</b> 【障がいのある子ども】<br>心やからだに障がいがある子どもは、尊重が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるように、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。                          | <b>第24条</b> 【健康・医療への権利】<br>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。                                                                                                    |
| <b>第25条</b> 【施設に入っている子ども】<br>施設に入っている子どもは、その施設がその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらふ権利をもっています。                                                  | <b>第26条</b> 【社会保障を受ける権利】<br>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。                     | <b>第27条</b> 【生活水準の確保】<br>子どもは、心やからだのすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者です。必要とすれば、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けをします。  | <b>第28条</b> 【教育を受ける権利】<br>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。  |
| <b>第29条</b> 【教育の目的】<br>教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、健康をすることなどを学ぶためのものです。                                                               | <b>第30条</b> 【少数民族・先住民の子ども】<br>少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その文化や、その宗教、ことばをもつ権利をもっています。            | <b>第31条</b> 【休み、遊ぶ権利】<br>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。                                                               | <b>第32条</b> 【経済的搾取・有害な労働からの保護】<br>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。                                                         |
| <b>第33条</b> 【麻薬・覚せい剤などからの保護】<br>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることまきこまれないように守らなければなりません。                                                | <b>第34条</b> 【性的搾取からの保護】<br>国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。              | <b>第35条</b> 【誘拐・売買からの保護】<br>国は、子どもが誘拐されたり、売り買わされたりすることのないように守らなければなりません。                                                     | <b>第36条</b> 【あらゆる搾取からの保護】<br>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようとするかから子どもを守らなければなりません。                                                                                   |
| <b>第37条</b> 【拷問・死刑の禁止】<br>どんな子どもに対しても、拷問や人権にないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯した場合は、死ななくてもよいように守らなければなりません。  | <b>第38条</b> 【戦争からの保護】<br>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。  | <b>第39条</b> 【被害にあった子どもの回復と社会復帰】<br>虐待、人権にない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。                           | <b>第40条</b> 【子どもに関する司法】<br>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考え、支えられる権利をもっています。                                                        |

もっちさん!

何れか<sup>どち</sup>の<sup>どち</sup>方<sup>かた</sup>にして取<sup>と</sup>り上<sup>あ</sup>げら<sup>れ</sup>れた<sup>り</sup>方<sup>かた</sup>がよいよ

何れ<sup>どち</sup>か<sup>か</sup>のごほうび<sup>ごほうび</sup>としてもさ<sup>さ</sup>え<sup>え</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>でもよいよ

人間<sup>にんげん</sup>に<sup>に</sup>か<sup>か</sup>かわ<sup>わ</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>ま<sup>ま</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>中<sup>なか</sup>で<sup>で</sup>、ど<sup>ど</sup>の<sup>の</sup>地<sup>ち</sup>球<sup>きゅう</sup>の<sup>の</sup>ほ<sup>ほ</sup>が<sup>が</sup>大<sup>だい</sup>事<sup>じ</sup>な<sup>な</sup>ら<sup>ら</sup>び<sup>び</sup>、大<sup>だい</sup>切<sup>せつ</sup>の<sup>の</sup>順<sup>じゆん</sup>が<sup>が</sup>よいよ

音楽の一環として定めた。つまり、**国が守らなければならぬ約束**



んだ。



「子どもの権利条約」に入った国の政府は、条約に書かれた権利をどのように守っているのか、定期的に「国連子どもの権利委員会」に報告書を出すんだ。その時には、ユニセフやNGOなども報告書を出すことができるんだよ。【国連子どもの権利委員会】は、それらの報告書を読んで、その国がもっと子どもの権利を守るためにどのような取り組みを始めるべきか、具体的に勧告（アドバイス）を出すんだよ。

発行：公益財団法人日本ユニセフ協会  [se-icu@unicef.or.jp](mailto:se-icu@unicef.or.jp) 2023年9月／2024年4月 第2版

## 小中学生ワークショップ 「みんなで考えよう！こどもの権利」

- ◆日時、会場：8月25日（日）9時～12時 保健センター 会議室
- ◆参加者数：19名（小学5年生2名、小学6年生8名、中学1年生7名、中学2年生1名、中学3年生1名）
- ◆若者委員：7名（大学生）

### 参加者からの意見

#### ◆大切だと思う権利

**生きる権利：**生きていないと何もかもができないから。

**育つ権利：**いろいろな経験をして成長できる。

**守られる権利：**生きる権利も育つ権利も守られているからできることが多い。

#### ◆その他意見や感想

- ・人権、権利があるからこそ当たり前だと思った生活ができる。
- ・あまり意識して生活してなかったけど、権利について考えながら生活したい。
- ・楽しくこどもの権利を知れたのでよかった。
- ・こどもがたくさんのことに参加することでたくさんの経験ができるから「参加する権利」は大切。



◆グループワークの様子



◆発表の様子

## 高校生ワークショップ 「みんなで話そう！こどもの権利」

- ◆日時、会場：9月16日（月、祝）16時～18時 高校生学習室
- ◆参加者数：20名（高校1年生3名、高校2年生8名、高校3年生9名）
- ◆若者委員：5名（大学生）

### 参加者からの意見

#### ◆「大切にしたい権利」と「自分たちで考えた権利」（こどもの権利条約から）

- A) 第2条：差別されない権利 → 「こどもが貧富の差に悩まなくていい社会を求める権利」
- B) 第28条：教育を受ける権利 → 「自己形成の準備をする権利」
- C) 第6条：生きる権利、育つ権利 → 「生きることには希望を持つ権利」
- D) 第36条：誰からも幸せを奪われない権利 → 「幸せを見つける権利 ～Looking for own happiness～」
- E) 第31条：休んだり遊んだりする権利 → 「守られた環境の中でこどもらしく楽しめる権利」

#### ◆大切にしたい権利に込める想い

- ・ こどもの立場でも自分たちが望めば教育などの支援を享受しやすい社会になってほしい。大人たちにもこどもが権利を持つことを知ってほしい。
- ・ 学校教育のみではなく社会に出たときに使う実用的なマナーなどを学ぶ機会（教育）にも焦点を当てたい。
- ・ 親としての責務を果たし、こどもを愛すること、こどもを一人の人間として扱って対話をしてほしい。
- ・ ひとつの幸せを守るのではなく各々が幸せを見つけるところも守ってほしいと思う。
- ・ こどもの行動範囲を広げ自立を促してほしい、その過程を社会全体で見守ってほしい。

出された意見は、今後、条例案に反映

#### ◆グループワークの様子



#### ◆発表の様子



## 5 こども施策の連携推進（チームズ）

こども施策を組織横断的な連携によって推進するとともに、連携状況を可視化するため、施策に関係する係長級職員等による組織横断的な「チーム」で連携して実施する。（全体＝チームズ）

### ①連携推進チーム

こ 教

連携状況の集約、連携先の調整

### ②要支援家庭自立支援チーム

こ 福 産

生活困窮者自立支援事業（フードバンク）  
こどもフードパントリー事業

### ③要支援家庭学習支援チーム

こ 教 福

まえばし学習支援事業（Mチェンジ）  
こどもの生活・学習支援事業（大学等受験料補助）

### ④相談支援・ヤングケアラー支援チーム

こ 教 市

配偶者暴力相談支援  
ヤングケアラー、児童虐待・要保護児童・特定妊婦等の支援  
児童生徒の虐待・家庭支援

### ⑤発達支援チーム

こ 教 福

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイ、保育所等訪問支援）  
発達相談、障害児保育、特別支援教育、年長児の発達・就学相談

### ⑥医療的ケアチーム

こ 教 福 健

地域生活支援（医療的ケア支援）、訪問看護、養育医療  
難病・小児慢性特定疾病の相談、医療費支給認定  
子育て施設・学校での医療的ケア

### ⑦施設連携チーム

こ 教 産 建

特定教育・保育施設・幼稚園、児童館、放課後児童クラブ、子育てひろば  
中央児童遊園（るなばあく）、赤城少年自然の家、おおさる山乃家  
児童文化センター、こども図書館、前橋プラザ元気21

### ⑧安全支援チーム

教 総 未 市 建 消

防災教育支援、移動支援、交通安全教育支援、防犯教育支援  
消費者教育支援、通学路の安全確保、通学路の安全指導、救急救命指導

### ⑨就労支援チーム

こ 産

ひとり親就労支援、保育施設、認可外保育施設  
雇用促進、勤労者福祉

### ⑩外国人支援チーム

こ 教 文

保育施設・学校における外国人児童等の日本語支援  
国際交流、多文化共生事業

### ⑪食育推進チーム

こ 教 健 農

保育施設・学校における食育推進  
こどもの食育推進、地産地消

### ⑫まちづくりチーム

こ 教 都 建

こどもまんなかまちづくり事業（こども計画と都市再生整備計画の連携）

#### 凡例

- こ こども未来部
- 教 教育委員会事務局
- 総 総務部
- 未 未来創造部
- 市 市民部
- 文 文化スポーツ観光部
- 福 福祉部
- 健 健康部
- 産 産業経済部
- 農 農政部
- 都 都市計画部
- 建 建設部
- 消 消防局